

第74回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会 議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成26年2月17日(月) 13:30～15:30
- 2 場 所 内閣府本府3階特別会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	小木曾 綾	中央大学法科大学院教授
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	田島 優子	弁護士
同	原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
同	平川 和子	東京フェミニストセラピーセンター所長
同	森田 展彰	筑波大学大学院准教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況について
 - (2) 配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップの取りまとめ
- 3 閉会

(配布資料)

- 1 被害者援助のためのDV加害者更生プログラム(森田展彰委員)
- 2 「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策 ～配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップ～
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
(参考) 平成25年度補正予算案及び平成26年度予算案の概要

(議事録)

○辻村会長 ただいまより第74回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、交通機関もまだ復旧を完全にはしていません中でお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、山田委員と苅米委員が御欠席でございます。

それでは、最初に、事務局から基本方針についてお話しいただきました後に、配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況についてヒアリングを行います。

これまでも、配偶者からの暴力や性犯罪等に関しまして、委員からヒアリングを行ってまいりましたけれども、本日は、森田委員から御説明をお願いすることになっております。

その後、平成24年11月の第68回の専門調査会から議論してまいりました、配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップの取りまとめに関する検討を予定しております。

では、最初に、事務局から御説明をお願いいたします。

○水本暴力対策推進室長 それでは、私から御説明をさせていただきます。

最初に、配偶者暴力防止法に基づく基本方針について御報告をさせていただきます。

基本方針につきましては、昨年2回にわたりまして御議論いただき、御意見を賜ったところでございますけれども、資料の3-1と3-2を御覧ください。

3-1が概要で、3-2が本体でございます。これが最終版ということで、こちらで昨年の12月26日に官報告示し、本年1月3日、法の施行の同日に施行をしたところでございます。御議論、御意見を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。

続きまして、本日の議論の進め方について御報告をさせていただきます。

本日、議題2つを予定しております。

まず、1つ目でございますけれども「配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況」につきまして、森田先生から御説明をいただきまして、その後、質疑応答の時間を設けさせていただく予定でございます。森田先生からいただきました資料につきましては、資料1ということで配付させていただいております。

また、その後に「DV加害者対策に関する意見」という資料と「プログラム理解のためのエクササイズ1」という意見をお手元に配付させていただいておりますが、こちらは委員限りの配付となっておりますので、取扱いには御注意願えればと思います。

続きまして議題の2ということで、これまでの御議論を踏まえまして「配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップの取りまとめ」について事務局から御説明させていただきます、また御議論をいただく予定でございます。

お手元に、資料2としまして「報告骨子案（未定稿）」を配付させていただいております。

また、お手元に素案そのものについてもお配りしておりますが、こちらも委員限りの配付となっておりますので、取扱いには御注意願えればと思います。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、森田委員から「配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況について」という議題1につきまして、御説明お願いいたします。

○森田委員 今日は、お時間をいただきましてありがとうございます。質疑を合わせて約1時間弱ということでいただいております。

私自身は精神科の医者なのですが、この話の中に出てきますけれども、内閣府の方で加害者更生のプログラムの実施条件などを調査をして、実際にそれをやってみるところで、これは東京都と千葉だったのですが、そうしたところがかかわりを持ちましてプログラム

をやってきました。それについて今日お話をしたいと思います。

これをぜひお話しさせてほしいと言ったきっかけは、男性被害者への相談がプランされているということを知りまして、そのあたりのところで改めて加害者更生のことをちょっと整理させていただきたいと思ったからです。

ということで、タイトルとしては「被害者援助のためのDV加害者更生プログラム—その実施経験から見た有効性と公的な枠組みの必要性—」ということで、お話しさせていただきます。

主にプロジェクターの方でお話しします。

臨床の立場から見て、日本のDV対策における弱点、というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、加害者の考えを変える働きかけが行われていないということがあります。私自身は臨床では、ふだんは被害者の方をたくさん見ていて、加害者のプログラムと両方やっているのですが、加害者への働きかける手段は行われていません。今行っているのは、加害者が何らかの影響を与えるものとしたらやはり基本的には保護命令という形が一つありますが、それ以外には刑事罰しかありません。海外では基本的に刑事罰とは別に裁判所命令による加害者プログラムの実施が行われています。米国やカナダを始めかなり多くの、ほとんどの先進国で行われているわけですが、日本では行われていないということです。

そして、結果的には男性に特別働きかけというのはなされていません。その点、児童虐待の方はまだ家に児童相談所などが出向いて指導しますけれども、DV加害者の方には特に介入する仕組みはないということで、そのまま行動が変わらない。厳罰化は必要なのですが、収監されてもやはり社会に戻ってきますし、つきまとい行為、その中にはストーカーということも入りますけれども、そういうことが多いですし、また別の女性と関係を持ちそこで、またDV、虐待が起きるというケースをたくさん見てきて、やはり何とかならないのかというような思いが強くあります。

法務省が刑務所や保護観察で提供している暴力防止のプログラムの作成に参加させていただいていますが、DVに対する内容は、全般的な暴力防止のプログラムの一部に入れるというような形なので、なかなかそれだけではDVの再発防止は難しいだろうと正直思っております。

特に一番今日お伝えしたいところは加害者の考え方です。やはり考え方が非常にゆがみが強いということがあります。まずは加害者は、何が暴力として捉えられているのかということ自体がわかっていないということがあります。

基本的には、親密な対象への暴力は相手を支配する行動であることに本質があります。衝動的に「たたく・殴る」というよりは、関係の持ち方がすごくゆがんでいるというところにすごく大事な点があるのですが、そこがなかなか伝わらないと感じています。

非常に未熟な自己愛的な側面がありますので、相手の気持ちより自分の満足というところからなかなか出られないということですね。そして、社会構造、文化的な影響があるというのは御存じのとおりかと思いますが、生育過程の影響も強いと思っています。

自分が現在行っているDV加害者プログラムに参加している方の6, 7割が、やはり児童の時期に、何らかの不適切な養育やDV家庭に育っている人です。被害者であった子供時代を過ごして加害者になっているという世代間の連鎖が起きて、暴力がぐるぐると回っているという

感じがします

その中の社会文化的なことについては、御存じのとおりとは思いますが、やはり基本的に男性だったり家長は自分の意見が尊重されるべきなのだという、尊重されることがまず当然であるというベースがあって、そのとおりにならないと非常に被害的になるということです。ですから、男性被害者相談を受けようとする人の中には、そういう考えの加害者が入ってくる可能性があります。加害行為を行いながら、むしろ自分は被害を受けているのだと主張するわけですね。長く加害を続けてきた中で、それに耐えかねた女性が反撃に出て、そのことに抗議をすると、その部分のみをとって被害を受けたと主張する可能性は十分にあると思います。その場合注意しないといけないのは、考え方のベースラインが非常にゆがんでいて、自分の言うことを聞いてもらえることがベースになっているので、それが聞いてもらえないということで被害意識をもつという場合に非常に被害的な側面が強いのだと思います。だから、こちらから見て、男性と女性の感じ方がものすごく食い違っていますね。そういったことを加害男性に気づかせていくということがないと、なかなか話自体が食い違っていると思います。

日本の加害男性の場合は、マッチョなタイプというよりは、非常に依存要求を押しつけるような、場合によっては自傷行為をひけらかして、言うことを聞いてくれないと自分は自分のおなかを刺すぞみたいな、そういうパターンも結構多いですね。そして、またそうした加害者の認識の仕方は、被害者の側にもある種影響をしています。被害者も自分のほうが悪いと、つまり被害を受けている側が、むしろ自分が悪いと思っているということです。

被害者援助の話も少ししましたが、そういう点で非常に被害を受けた後の母子という問題がありますが、ちょっとたくさん書いていますけれども、長期的なフォローの話はちょっと置いておいて、とにかく子供へのダメージが非常に大きくて、その子供に特別フォローがされないままに加害者になってしまうということを止めたいところなのですが、そこが余り機能していないと思っています。

ちょっと飛ばしてしまいましたが、結局加害者の考え方と被害者の認識、考え方が非常にある意味で一致してしまっていて、加害者の方が、むしろ自分の方が被害を受けていると。非常に騒ぎ過ぎだとか、怒らせられるのだと。被害者の方はむしろ、自分が暴力を受けたのかなと思いつつも、自分の方がもしかしたら悪いのではないかと考えていたり、子どもたちもある時期までは自分がむしろ非常に悪いと。こういう扱いを受けるということについて、自分に責任がある、お母さんとお父さんが仲が悪いのは自分にも原因があるのではないかと感じたりします。でも、思春期ぐらいを境に、むしろ加害者に同一化していくようなパターンを持つ場合も結構あるということです。

そうした考え方が整理されないと、どうしてもまた同じことが起きるのです。その辺が繰り返して起きているということは何度も経験します。DV加害者自身も被害者であった側面もあるわけで、そうした考え方をどういうふうに変えていったらいいのか、どういうふうなことが本来的なかかわり方なのかということを伝えるチャンスが必要なのではないかと考えています。

DV加害者対策のプロセスとしましては、2003年に配偶者からの暴力加害者更生に関する研究調査をするということで、私自身もそこにかかわらせていただいて、カナダやアメリカ等の

視察に行きまして、それでプログラムが満たすべき基準というのを見てきました。そして、それに基づいてプログラムを行いました。

これについての評価が、いろいろ後で聞きますと、非常にある種まだ怒りが残っていたりするような人がいたということで、成功しなかったと言われた人もいて、非常にびっくりしたのですが、やっている側としては非常に手応えがありましたし、加害者プログラムにこのとき来た方々が、その後も続けたいという方がほとんどだったので、続けていくことにしましたが、とりあえずこの時点で公的なプログラムはやらないという結論になりました。

どうしてそうなったのかについては、余り詳しい御説明はなかったのですが、ある地域だけでやっても不公平だからというようなことは言われましたけれども、正直アメリカやカナダやオーストラリアとかいろいろな先生に習ってきて、日本でやるということで気前よくいろいろな情報提供があったわけですが、どうしてやらないということを説明するのは非常に難しかったですし、同僚の先生も本当に涙を流しながら伝えにいたりしていましたけれども、どうしてやらないのかという説明ができないのですね。

ただ、正直いって、そういった説明とは別に考えて、やはり被害者の側の懸念というのがあったということは事実だと思います。それは決して間違っていないと私も思いました。

つまり、プログラムよりDV加害者にはまずちゃんと罰を与えるべきだと。それから、同じ資源を使うのであれば、加害者より被害者に回すべきだということや、一番大きいのは3つ目だと思うのですが、プログラムに通っているということが言い訳に使われてしまう可能性があるということですね。これは本当に正しい懸念だと思います。これをいかに最小化するのかということで、各国とも非常に工夫を凝らしているところです。

逆に、メンズリブという自助グループ的に加害者サイドの男性としてのつらさを扱うグループからは、加害者扱いをしたプログラムは成功しないのではないかと逆のお叱りも受けています。批判も受けています。

ただ、これについては、やはり各国でいろいろなエビデンスが出ていますけれども、決してそういうことはないのですね。メンズリブのような自助グループ的なものもあっていいと思うのですが、もし被害者支援のために行うのであれば、やはり被害者支援と結びついた各国でやっているような働きかけがまずあって、プラスそういう自助的なものもあるといいのではないかと考えています。

これまでのエビデンスは、本当に膨大に各国でやられていますけれども、簡単に言えば、身体的暴力についてはある程度効果があるだろうということは、少なくとも前後比較をするとすごく変化があるのは確かです。ただ、前後比較で変化が心理テスト上であればいいというものではもちろんないので、本当にプログラムによって暴力が10回が5回になったからいいという話ではありませんので、その辺はシビアに見ていかなければいけないのですけれども、効果としてはあるということ言われています。

ただ一方で、心理的な暴力についての有効性については様々な結果が出ているということなどがあります。そして脱落者が多いということは、有効性の限界ということもあわせて指摘されています。しかしながら、どうして加害者プログラムをやるのかというと、加害者を立ち直

らせる、加害者を助けたいということよりも、被害者を減らすということに何ととってもポイントがあります。

そのために、では、どうすればいいのかということで、CCR・統合された共同体の対応などと言われますけれども、統一化された対応をいろいろな関係機関でやっていく。これはドゥルースモデルというような、アメリカのドゥルース市で始まったモデルですけれども、今は海外各国でも使われているモデルです。

概念的に言うと、こうした加害者プログラムを取り囲む形で被害者支援と司法的なシステム、そして医療やソーシャルサービスを束ねた形で一つ示していくということです。

これは全ての国でやっているというわけではありませんが、DVコートという特別なコート、裁判が開かれて、そこがこうした枠組みを保証しているやり方をとっているところもあります。つまり、DVプログラムは必ず有効であるとは限らないわけです。ただ、そこでドロップしたりうまくいかなかったときに、ちゃんとその状況を把握し、それに対して対応していく。そして被害者の安全を守るというようなシステムです。それをいろいろな機関がかかわりながら1つのメッセージ、統一されたメッセージによって、変わることの責任を本人に示していくというようなやり方です。

これをやっていくことによって成果を上げて、それによって海外でも使われるようになったという経緯があります。残念ながら日本ではこれがないということです。

加害者のプログラムをしている方々にいろいろお尋ねして、どうしてやってきたのですかという話をすると、ほとんどの加害者のプログラムをやっている人は、1つは保護観察のような人たちもやっていますけれども、もう一つはNPOとかNGOがやっているものも多いのですが、もともと被害者支援をやっていた人がやっている場合が非常に多いです。

どうしてそういうふうになるようになったのかというと、「最初は、加害者なんか触りたくもなかった」と言います。しかし、「何年もやっていて、被害者が死ぬということが少なくならない。やはり加害者が変わってくれなければいけない」ということで始めたという方がほとんどでした。いろいろな研修先に行くたびにこのことを聞いていたのです。

同居を続ける場合もあるし、分離の手法だけでは限界があるということや、やはり社会に結局戻ってくる。だから、変わるという要素がない限りは同じだということで、それをやっているのだということでした。

加害者プログラムの目的というのが、一般のカウンセリングとは違うということが非常に大事だと思うのです。つまり加害者プログラムというのは、ここに3つの目的が書いてありますけれども、加害責任を自覚するということが第1。第2として認知・行動の変容ということがあります。そして第3として、一番大事なものは、被害者の安全が確保されていくということです。

クライアントセンタード・クライアント中心主義という言葉がありますがけれども、働きかける相手は加害者なのですが、ある意味で真のクライアントは被害者なのだということは、どのプログラムをやっている先生にも言われました。仮にそのプログラムの中で、「ちょっと疲れていたから、イライラしてたたいってしまったんだよ」みたいな発言がプログラムに参加した男

性から出ても、プログラム提供者は「それはしょうがないね」とは絶対に言うてはいけない。やはりそれは、もしこのプログラムを被害者が見ていたとしてもそのセッションの中では妥当な話、つまり暴力はどういう理由があっても決して許されないということをきっちりすべきだと。

だから、これはいわゆる治療とは違って、やはり教育であり、考え方を変えるチャンスとして提供されているのだということです。この辺が誤解をされてしまっていることが結構あると思います。ですから、男性被害者支援でカウンセリングをやるのとは大分違う枠組みなのです。ですから、そういった目的に対応する形の内容になっているということです。

有効性については先ほど言ったとおりですが、海外でいろいろな、例えばアメリカなんかでいろいろな州で加害責任を明確にしない手法を使ってはいけないというのは法律の中にも書かれている場合が多いのです。いわゆるカウンセリング的なやり方だけやるのはまずいとか、カップルカウンセリングはよくない、自助グループ方式だけはよくないとか、そういうことははっきりと禁忌として言われています。そうしたやり方のみでやると暴力を行うことが許容的になってしまう恐れがあるからです。

日本では当時、公的に加害者プログラムを行わないという方針になったのですが、その試行のときのメンバーで今もプログラムをNPOで続けているということです。もちろんかなりの限界を感じながらやっています。

これはホームページからとったものですが、その説明としては、被害者支援の一環としてやっているのだということと、暴力を用いず敬意を持ってパートナーと接することが可能になることを目指すのだということと、よいコミュニケーションを行う方法や技術を身につけてもらうということです。

お金を払ってやってもらっています。1クールは全12回と短いのですが、これは途中でドロップさせたくないためでして、基本的には3回、4回、5回と反復して参加してもらうことをお願いしています。今、一番多い方で10クール以上参加している人もいますけれども、結構反復する人も多いです。

これは現時点というよりちょっと前にとった統計ですが、この時点でも5回とか4回とかという人がほとんどでしたが、様々な方。ただしこれは任意で来ていますから、ある種の偏りがあると思います。そういうある種の熱心さ。その熱心さが必ずしもいい方向に向くとは限らないのですが、これに取り組む動機づけがある方が来ています。

プログラムの内容は、ざっというと12回になっているわけですが、ちょっと時間がないので、少し絞ってお話をするために要素として分けますと、第1は加害責任の自覚ということです。第2には動機づけ、第3に認知—感情—行動モデルによる分析・修正、第4がスキル訓練、第5、子どもとの関係、第6、被害者の安全性への対応ということになります。特に1、2、3をピックアップして取り上げようと思います。

やはり暴力は何なのかということを知らせるということは非常に重要だと思います。むしろそのことについて、プログラム全体をかけて伝えているようなものです。大体最初に加害者の人が来て、加害者は大抵来る場合は、もちろん自分からという人もまれにいますけれども、ほ

とんどの場合は、一応自分では連絡してきますが、離婚調停中ですか何らかの形でこれに取り組まざるを得ないということを突きつけられて、いわばワイフオーダー・妻からの指示と言ったりしますが、パートナーからの要請に従って来ている場合が多いです。ですから、本当の意味で自分のやっていることは暴力だということの認識は、やはり曖昧な部分が多い人が来ます。

来た人たちがほとんど言うのは、自分の方が被害を受けているのだということです。「そんなふうに言われて、実は納得いかないのだけれども、このままいったら別れてしまう、子どもとも会えないので来るのだ」というような形で来ます。

なので、やはり暴力だということはどういうものかをお伝えしていくということが第一です。そして、暴力の責任について、それは相手、自分を怒らせるパートナーが悪いのだというふうなお考えが強いですから、そうではなくて暴力は自分自身で選択している行動であって、行動自体の責任はやっている人に100%あるのだということをわかってもらうというようなことをしています。

いじめなども同じですが、被害者がどういう気持ちでいるのかということ、とにかく考えてもらうことを何より大事にしています。結局、もし被害者に戻ってほしいのであれば、そういう気持ちに被害者になるようなかわり方を取り戻さなければいけないわけです。なのですが、「自分は正しかったんだ」、「別に間違っていなかったんだ」と言い張りたい気持ちと、戻ってほしい気持ちが両方あります。そこで「自分が正しいのだ」と主張を強くする場合もありますが、「そういうことを言って、もし主張が通ったとして、では、被害者が戻りたいという気持ちになるでしょうか」とこちらから尋ねると、男性参加者は「いや、それはそうは思わないだろう」ということはさすがにわかるので、やはり被害者の気持ちを考えなければいけないという、当たり前のことなのですが、そういう問答を、行ったり来たりを繰り返す中で、かなり考え方が変わっていくことができる人がいます。

そして、やはり責任をとるということについての動機づけをつけていきます。

これは御存じのとおりですけれども、これはそのドゥルースモデル、ミネソタモデルで使われている暴力の支配と権力の車輪ですが、身体的な暴力以外のものですとか、基本的には怒りが爆発してというよりは、ある種すごくしたたかに相手を自分の言うことを聞いてもらうために追い込んでいくという、そういう支配です。自分のやり方を相手に押しつけて、例えば買い物に行きたいと言っても「10分で帰って来い」とか「20分かかったということは誰かほかの男と話していたのか」というような、そういう方法を用いたあらゆる縛りです。食事には必ずおかずを3品作れみたいなルールを作って、「今日は3品ないということはおかしいじゃないか」というようなことを言う場合もあります。このように、驚くほど微に入り細に入りルールをたくさん作っている場合が多いですし、そのことに違反した場合に非常に罰的なことを行うということです。

加害者の方々に、暴力についての責任はどちらにあるかと聞くと、この図に示すように自動車の賠償責任みたいに考える場合が多いです。7割は俺が悪いかもしれないけれども3割はあちらが悪いんだと言っているような場合は多いわけです。でも、結局、相手次第で暴力を振る

ってしまうのであれば、決して変わりませんので、相手がどうであれ、例えば怒るところまでは当然あってもしょうがないにしても、結局怒りをどう表現するかはあなたが選んでいるのですよということで、そうした行動については100%あなたが変わえようと思わない限りは変わらないです。相手次第で、操り人形のように相手にイニシアティブがあって、自分がそれに応じて暴力を振るっているのだと思っている限りは変わりませんという話をしたりします。

あとは修復的司法における加害責任ということをお伝えする場合があります。いずれにしても、自分の行動が与えた影響や、それによって相手がどんなふう感じたのかという最初の説明責任が果たされない限りは、その後の謝ったり、戻っても大丈夫かということについても、ピンとがズレていますのでうまくいかない。

ただ、責任をとらせるということを私どもがやっていて思うのは、別に男性を追い詰めようという意味ではないのです。責任をとるというのは、単にテレビの前で90度頭を下げるという意味ではありません。むしろ男性も、ある意味で責任をとりたいという気持ちはあるのです。自分は正しい者であるともう一度認められたいという気持ちは非常に強くありますので、どういうふうにしたら責任がとれるのか、どういうふうにしたら相手があることでわかってもらえたと感じるのかということ、やはり具体的に伝えていくということですね。その手伝いをすることと、責任をきっちりとらせていくということは矛盾しないのです。

このスライドは、「『茂み』のたとえ」というワークを示しています。仮の話として、自分の娘が茂みから飛び出してきた男に暴力を振るわれたら、その影響はどれぐらい残ると思うか。親として娘が立ち直るのにどれぐらい時間がかかると思うか。また、同じ道を通って茂みが風で揺れたら、とてもその茂みが怖くてその道は通れないと思うということについて、どう思うかというようなことを考えてもらうわけです。このワークを行うと、参加者の男性の多くは、そうした暴力は娘に対して深刻な影響を与えるだろうとわかります。「しばらくは同じ道を通れなくなるだろう」、「なかなか立ち直れないだろう」、「話を聞いてあげなければ」と娘だったと思うわけですね。ですけれども、自分が加害者のパートナーだったら、「俺はもう謝ったのではないか」、「いつまでもしつこく言われて本当に嫌になってしまう」、「俺はもうやらないと言っているのに、すぐに許してくれないのはおかしい」というふうになってしまうのです。そういったちょっと主客逆転といいますか、ちょっと視点を変えることによって、加害者が被害者、受けた側に共感的になれる視点が持てるようなワークを、いろいろ手を変え品を変えやっています。その影響から立ち直るのにどれぐらい時間がかかることなのかということです。

こうした働きかけに対しては、やはり最初は非常に否認とか、私どもにすごく怒ってくる人もいますし、加害者扱いされることに対してすごく怒る人もいます。ですけれども、次第に自分のやった暴力については認めていく人が多いです。この辺はピア・仲間でやっている、グループでやっているということはかなり大きなアドバンテージがあると感じています。やはり率直に話せる人が何人かいると、率直に話すようになる人が多いです。

結局、目的とするパートナーともう一度寄りを戻したいということ「てこ」にして考える

と、やはり自分が変わっていかなければいけないのだという気持ちは、ある程度は出てくるのは確かです。

行動変容の動機づけということも必要ですし、この辺は、加害的な行動を持った人を変えるような働きかけというのは、普通のカウンセリングとはちょっと違う手法が必要だと思います。自分を変えていくための動機をつけていく。自分が正しい人間であると認められたいという気持ちなんかをうまく引っ張ってきて、そのためにはではどういうふうにしたらいいと思うのか。どういうふうにしたら本当に自分が頑張ってきたこととかをわかってもらえるのかということをやっていくということですね。この辺は1つのスキル、技術として必要だと思いますし、単に悪者扱いをして罰すれば直るというものではなくて、むしろそういう自分の気持ちをちゃんととどり返していけるような働きかけです。

この図は認知行動療法のモデルになります。暴力が起きるには、出来事Aがあり、考え方Bがあり、感情Cがあり、行動Dがあり、効果Eがあるというふうに、そういうプロセスがあることを示しています。最初は「相手が怒らせたからやってしまう」というふうに、Aの出来事があってすぐにDの行動に直結するような言い方をしていますが、実際には、そこに行き着くまでのプロセスがありますので、そこを自分自身で考えられるようになるということです。

そして、もし相手に対して怒りを感じて、自分と同じ意見になってくれないということがあったにしても、それをどういうふうにするのかという行動Dを決めるときには、その人なりの考え方、決断があってやっているのだということで、そういうところをたどっていきます。むしろそういうことではなくて、自然に起きてしまうことであれば、やめることはできないということになりますけれども、やめることができるということは、むしろ責任があるということですね。暴力を変えることができるということと、変える責任があるということは裏と表になっていると思います。

これは、プログラムで使っているビデオです。ちょっとだけ見ていただけますか。これは役者さんがやっていますので御心配なく。

(映像上映)

○森田委員 余り心地いいビデオではもちろんないのですが、そういうものを見てもらって分析をしてもらう。

この場合、例えば加害男性がどういう考え方でこういうことを言うのか。加害男性の大半の人は、このビデオを見ると「なんてひどいやつなんだ」、「こんなことをしたらかわいそうだ」と言います。やっていることとすごく食い違うのですけれどもね。

ただ、その中で例えば被害者に注目してもらったり、加害者に注目してもらったりして、やはりこのABCのモデルなんかも使いながら、どうしてそんなふうに考えてしまうのかということですね。例えばさんまが十分に焼けていなかったということがあったとしても、あれほどのことを言う理由は本当はないわけです。ただ「焼いてくれ」と言えば終わるわけですが、非常にエスカレートしていきます。非常に自分はないがしろにされたのだということや、そのことのもとにある信念としては、妻であれば完璧に家事をこなすべきであり、そういうことをしてくれないということは非常に自分は傷つけられたのだから、怒っていいのだと。ひど

いことを言っても構わないのだというふうな感覚です。

加害者の方に聞くと、むしろ相手の落ち度を1つでも見つけることを最初から狙っている場合も多いというふうに言っています。では、そのことで一体何を手に入れているのかというのは、やはり相手に非常に強く言えるということや、それですっきりするということなのでしょうけれども、結果的にそのことで非常にひどいことをして、子供にも悪い影響を与えて、そういうつらい状況を作ってしまった、場合によっては出ていくというようなことになります。

それで、そういうときの考え方を、自分がどうしてそういうふうな考え方をしてしまうのかを考えてもらったりします。これがうまくできる人とできない人もいるのですけれども、やはり自分正しさにこだわる人だったら、例えばさんまが生焼けではいけないというのは間違っていないと思いますというようなことを言う場合があります。出来事の判断に関して自分の考え方は間違っていないということにこだわる場合もありますが、実際には関係に関する考え方が問題なのですね。前者を「事柄に関する考え方・信念」、後者を「関係に関する考え方・信念」と呼び分けることができます。さんまの焼き方という事柄に関する正誤ではなく、「妻なら料理を完璧にやってくれるべきなのだ」とか「やってくれないということはばかにされたのだ」、「仕返しをしていいのだ」という、そういう関係に関する考え方がすごくゆがんでいるのです。加害男性自身が持っているそういう考え方を見つかるかどうかというところが大事です。「ちゃんと焼いてほしい」とただ言えばいいのに何でそこまで怒り、罵倒してしまうのかということに隠れている、そういう自分の考え方のゆがみについて、うまく気づくことができる人とできない人がいます。

最初は、こうしたものはやはりなかなか理屈っぽいですから戸惑いがある場合もありますけれども、次第に興味を持って取り組む場合が多かったです。

やはり関係性の考え方というもののゆがみは自覚しにくいのですけれども、もともと自分の思いどおりになってくれるべきだと思っているような考え方が自然に、常にデフォルトになってしまっていますので、なかなか気づかない人は気づかないですね。ただ、後でロールプレイとかで被害者の立場になる場合もあるのですが、だんだん被害者の立場になったり、そちらから見ていくとやはりそれは確かにおかしいと、やはりということに気づく人もいます。

そういうようなことで、なかなか一見怒りを抑え切れずに起きているように見えても、女性が自分を軽んじるなどのきっかけを探して、これを理由に問い詰め激高するなどを計画的に行っていたということを割に率直に話す人もいます。

あくまで自尊感情を守ることから離れられない人の場合は、知的な理解ができて、また我慢が続くと攻撃的になる場合もありということで、そこら辺は難しい人もいます。ただ、自分のゆがみに気づいて大きく変わる人がいるのも事実です。

最終的にはスキル訓練という形で、実際にどんなふうにするのかをやっていきます。だんだんプログラムの中盤になると、やっていたことが少しわかるようになるので、怒りをできるだけ抑えようとするのです。抑えると何を言われてもじっと黙って帰ってきてしまったりするのですけれども、それはすごく危なくて、やはり単に抑制だけではなくて、自分の気持ちをちゃんと相手を脅さないやり方で伝えられるということを目指していかないとうまくいかないで

す。

そういうふうに自分のやり方を変える中で、独善的ではない、相手が本当に安心できる話し方を見つけていくということは、時間はかかるのですが、取り組む気持ちは結構皆さんお持ちで、ロールプレイをたくさんやるのですけれども、結構みんな一生懸命やります。

そのときにアサーティブという考え方を使って、自分のニーズを相手に押しつけ、相手のニーズを聞かないのが暴力的だとすれば、自分をただ一方的に抑えつけてしまって相手のニーズに合わせるのは受動的ということになります。受動的にじっと黙っているうちに我慢できなくなる爆発するというように、暴力的な方法と受動的な方法は行ったり来たりしやすいです。そこでアサーティブな方法が重要になります。アサーティブとは、自分も相手も両方の気持ちが言えるような方法です。つまり相手の気持ちも、自分の気持ちもある程度言えて、無理にどちらが正しいということを決めるよりも、引き分けでもいいのでとにかく話し合いができるようになるということですよ、ということです。ただ、これは簡単ではないので、具体的にどういうふうにやっていくのかということで、アイメッセージですとかいろいろなやり方をやっています。

特に自分の感情をどういうふうに認識して話すのかということは非常に重要でして、怒りという中にはいろいろな気持ちが実は入っていて、本当はわかってほしいとか、寂しいとか、見捨てないでくれとか、子どもとうまくいなくてつらいとか、そういういろいろなものがあるのです。そういう気持ちをうまく「本当はちょっとうまくいなくて」、「心配なのだけでも」と言えば相手は聞きやすいですけれども、それを怒りとして出してしまうと相手にダメージを与える結果になる。そこで、自分の気持ちを内省して、本当に望んでいるのはどういうことなのかというのが自分でわかって口に出せるようになるということが重要になります。これは時間がかかるのですけれども、そういうことにチャレンジしています。

実際に、パートナー役と加害者役で元のままの状況でやっていただいて、それを途中から裏返してパートナー役を本人にやってもらって、さらにもう一度裏返して、今度は違うやり方でやってくださいということで、妻側になった経験を生かして、どんなふうに話したら自分の気持ちが本当に伝わるのかということをやってもらったりしています。

本当に大変で、もちろん被害者の人は大変なのですが、加害者ではありますが、やはり毎週毎週12回来て、宿題も出て、いろいろ振り返る作業もやってということなので、すごくそれなりの時間と労力をかけてやっています。

体験的なワークは非常に大事だと思いますし、やはりそういうことの中で少しずつ相手の気持ちもたどれるようになる人も多いと思います。

最後ですけれども、被害者の安全への働きかけですが、これはやはり私ども任意参加のプログラムでやっていますので、非常にやれることに限界がありますが、被害者と、もしくは被害者の援助者と連絡がとれる場合にはできるだけ連絡をとっています。それでどんなプログラムをやっているのかをまずお伝えして、どんな状況かもわかる範囲で、もうかかわりたくないという場合はもちろん無理はしませんけれども、その辺をできるだけ把握しようとしています。プログラム中に何か問題があれば自分の身を守ってほしいということや、プログラムは必ず効

果があるというわけでは残念ながらないので、それは加害者の取組次第なので、自分の身を守る最善の方法を使ってほしいということです。

私どもの正直な気持ちとしては、必ずしも今の配偶者と完全に元に戻ってほしいと思っているわけではありません。暴力が変わらないのであれば元には戻らない方がいいと思っています。ただ結局別れて、今の関係が終わった後でも次の被害者を作らないために来てほしいとは思っていますが、今の被害者ともう一度戻りたいという気持ちは持っていて実際に大きく変化してやり直せる場合もありますので、そこら辺のところはケースの状況に合わせて、流れの中でやっています。加害者の中には、もう完全にこれまでのパートナーと別れてしまったけれども、次の被害者をつくりたくないからといって、そのためだけに通っている人も何人かいます。

そういうことの中で、被害者の安全感についてもお尋ねしていますが、少なくとも通っている間はかなり安全になったと答えてくれる被害者の方が多いです。ただ、ずっと続けていくということに関しては、もうこれで安心ということではないとも言われます。

そういうようなところで、本当に変わる人もいますし、「変わった、変わった」と言っても実際には暴力行動が家で起きているという場合もありますので、そうしたときの強制的な介入方法はこちらにはありませんので、そのあたりが非常に難しいですし、海外でやっているような公的なやり方、公的な枠組みというものがあるべきだ、あってほしいなということを非常に思います。

欧米で使われている体制はこれです。これは先ほどの繰り返しですね。こういった体制で、加害者の様子をモニターして、それに対してある種責任をきっちりと示していくというやり方が必要かと思っています。

有効性の検証に関しては、チャレンジしていますが、質問紙上では怒りの表出は減ったりコミュニケーションのスキルが上がったりしていますけれども、かなり相半ばな結果も出ています。つまり暴力の行動が増えたり減ったりするのですね。プログラムの最初の時期に今までやっていた暴力について聞くと、非常に過小評価していますので、プログラムをやっていくとむしろだんだん意識される暴力は増えていくのです。そして、更に取り組んでいく中で実質的に減るということがあります。相殺されてしまうので、余り全体的には大きく変わらないという感じです。

ただ、何が暴力なのかとか、どういうことを自分の中で気をつけていかなければいけない、特に自分の感情や相手の感情をモニターしなければいけないという感覚はかなり伝わるという印象があります。

このスライドは参加者がプログラムで変わったこととして、例えばロールプレイで妻役をやり妻の立場がわかったとか、すべきという考えが少なくなったなどや、自分の感情に任せる行動をしなくなったとか、自分の気持ちを少しは伝えられるようになったとか、そういうようなことです。

逆に、注目しているのは、「まだ変わらないと思うことは何ですか」という質問に対する回答です。スライドに示すように、「いらいらすることは残っている」、「アイメッセージがうまくできない」とか、「全てのことで加害者が悪かったと考えることはできない」とか、「元

の考えに戻りそうになることがある」とか。ただ、こうしたことを男性が内省できるようになることは、むしろ私どもとしては成果だと思っています。このような結果に関して、プログラムに求めるものが、暴力がゼロになるのだというようなことでいえば成功していないと見られる方もいらっしゃるでしょうけれども、私どもはこれは1つの成果だと思っています。だからその辺は、加害者への働きかけ全体の中でのプログラムの位置づけとしてどういうふうに配置していくのかということによって変わるのかなと思います。

まとめですけれども、被害者を加害者から逃すこと、刑務所に入れるだけでは考え方が変わらないまま社会に残ることになるので、やはり何らかのそういう手法は必要なのではないかということですね。加害者はパートナーとの関係について、自分の考えをわかってもらって当然というゆがんだ認識を持っています。一方、正しい者になりたいという気持ちもあるので、そういう変わろうとする動機づけをうまく使っていけば変われる人もいるということ。

男性被害者に対するプログラムというものに対しては、やはり正直、被害的な加害男性が行く可能性が十分にあると思います。そうすると、欧米で禁忌とされている責任を曖昧にしたままのカウンセリング状況になる可能性がありますし、非常に混乱する可能性があると思うのです。そういう本来の被害男性を援助するためにも、加害者に対する対応というものをちゃんと用意しておくことは必要なのではないかと思っています。

そういうことを運営するための、被害者支援との連携をとるような体制を作ってほしいということがお願いします。

ということで、これで大体の発表は終わりで、今、言ったような内容について、もうちょっと詳しく書いたものについて意見としてつけ加えましたけれども、被害男性の支援の話が出たので、正直一言言わなければいけないと強く思ってしまったのは、私ども一緒にやっている信田さよ子もそうですけれども、何人か本当にちょっと危機感を抱いていまして、かえってそうした形でのプログラムをやったら必ずトラブルが起きてしまって、むしろ男性に何か対応するということに対してまた御法度になってしまうのではないかということについてやはりすごく心配しています。

その辺で、まだ今回の見直しというか、フィードバックの中でも加害者に対する調査研究の話がありましたけれども、ストーカー対策も含めてですが、加害者の心理ということができるだけでももう少し詳しくわかって、もちろん厳罰も大事ですが、どういう方法でそういうことを防いでいくのか、変えるチャンスというものをどう生かしていくのかということについて取り組まれる必要があります。基本方針の中における加害者への対応の中に@調査研究が必要とは書いてありますが、そういうことが10年も20年も同じ形で書かれて終わりということではなくて、やはり変えてほしいと強く思っています。加害者に接触して、働きかけることに取り組まない限りは変わらないと思います。きっとこのまま「調査研究」という項目で残っていくのでしょうかけれども、そうした方法のみでは、余りにもほかの国でやっていることと差があるので、やはりそれは変えてほしいと強く思っています。というような意見が書いた資料を委員の先生には配布しました。

それで、具体的なプログラムをちょっとお示ししたいと思ったので、それも一応おつけしま

したけれども、これについてはあくまで参考ということでございます。

以上です。

○辻村会長 大変貴重な御説明をありがとうございました。

それでは、20分程度質疑を行いたいと思います。ただいまの森田委員の御説明に対しまして、何か御質問はおありでございましょうか。挙手をお願いいたします。

○柿沼委員 参加した方の中で、例えばパートナーが変わった場合に暴力はおさまったとか、相手との関係でこれが増幅したり減少したりということもあり得るのでしょうか。

○森田委員 プログラム中に別れてまた次の人につき合うということはないわけではないのですが、すけれども、やはり基本的には、男性側の考え方が大きく変わらない限りはどのパターンでも同じかなと思っております。そのことを生かして非常に慎重になるという場面はありましたが、基本的に、新しい人とはうまくやっているということを完全に確認している人は余りはっきりいないと思います。

むしろ同じパートナーだけれども、やり方を変えることでもう一度同居が始まったケースは結構ありますし、そこで本当に変わった感じのところで、もう一度同居した上でやはり難しく、もう一度別れることになったケースとか、本当にケースによっていろいろです。ただ、そのことは少なくとも表沙汰にはなるので、それでやっているという感じです。

○辻村会長 ありがとうございました。

では、原委員、どうぞ。

○原委員 御発表ありがとうございました。

私も一応福岡でもやっているというところで、森田委員がおっしゃった男性被害者のプログラムの支援をやることの懸念ですね、危険性についても私もそのとおりだと思います。また、考え方として被害者援助の一環であるということとか、再教育的であるというところ、これが日本でなされていないということについては、今後取組としてやはり国として推進してやってほしいなと思っています。

御質問させていただきたいのが、このプログラム自体は外国のプログラムを御参考に日本でアレンジメントされているものかなと思うのですが、いわゆるジェンダーの視点ですね、日本人男性が持ちやすいジェンダー観にそういったプログラム構成があるのかどうかということとをちょっとお聞きしたいということ。

それと、いわゆるアンガーマネジメント、怒りのコントロールについては、先ほどの部分的なものを捉えますけれども、自分の暴力的な場面を分析したりというような気づきと合わせると効果があるのではないかと思っているのですが、アンガーマネジメントの扱い方についてとジェンダーの部分とをちょっとお聞かせいただけますか。

○辻村会長 いかがですか。

○森田委員 ジェンダーの部分は、ここに持ってきているものは余り強調していないように見えるかもしれませんが、ホイールの最初の暴力を教えるところではかなり伝えているのと、男女ペアでプログラムをやっているのですが、やはり女性としての視点を常に入れて、例えば再面会をするようなときも、男性側は女性は非常にかたい表情をして自分を懲らしめてい

るようだったというのですけれども、女性側に聞くと、ものすごく怖かった、会っていることがすごく苦痛だったというような、そういう差が必ず出てきます。その辺のところや価値観としてのものは、必ず毎回取り上げるようにしています。

アンガーマネジメントに関しては、海外でもアンガーマネジメント派と関係性、フェミニストモデルとが戦ってきた歴史がありまして、アンガーマネジメントも有効だと私も思います。結局、最終的には今、折衷モデルと言われています。やはりアンガーをどう対応していくのかということも大事なのですが、アンガーだけを取り上げてしまうとアンガーが悪いのだという話になってしまって、フェミニストモデル的なジェンダーバイオレンスの話が抜けてしまうので、やはり関係ということをきっちり取り上げるという、その両方を折衷していくというのが、私たちもそうですけれども、世界的にもそういう方向にあるかなと思います。

○辻村会長　ほかにいかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員　ありがとうございます。非常に勉強になりました。

質問をしたいのですけれども、先ほど治療ではなく教育であるとおっしゃっていたかと思いますが、警察庁がストーカー規制法の重罰化だけでは対応できなくて、その何割かは病理があって、その治療として予算を組むというようなことを新聞の記事で読んだことがあります、ストーカーの加害者とDVの加害者がある側面重なり合う部分もあり、そうでない部分もあるかと思うのですけれども、この辺について、もう少し違いを教えていただけたらありがたいと思います。

○森田委員　私自身は依存症の治療とかもやっている者なのですが、病理という言葉や治療という言葉はどういうふうに使うのかということになってしまって、それが食い違っている面はあると思うので、そうしたストーカー対策で言われている言い方が全然間違っているとは思いませんけれども、私どもとしてはそこが病気であって責任がないのだという形で使われてしまうことに対して非常にまずいと思っています。どうしても病気モデルというものは、病気によって本人に責任がないというふうなニュアンスが伝わってしまう面があるので、病理といってもやはりいろいろな病理のレベルがあると思うのです。うつ病ですとか統合失調症のような病理と、人格病理と言われるようなものとか対人関係における考え方のゆがみが強い意味での病理というようなものは、同じ病理とはいっても、病気というよりはやはり本人自身の考え方のゆがみの強さを言っているだけなので、病気という言い方は言葉としての副作用があると思います。治療という言葉もそう思います。なので、やはり教育とか更生という言葉に極力使うことの方が、今の日本では正しく伝わりやすいのではないかと考えております。

○阿部委員　ありがとうございます。

○辻村会長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。

はい、平川委員。

○平川委員　ありがとうございます。

アメリカなどで行われているDVコートは、刑務所に行くかプログラムを受けるかの選択を

加害者に促すというようになっていて、ほとんどの人がプログラムを選択してそこに通うのだと聞いていますが、森田委員のやっていらっしゃるプログラムに参加するのは、どういう加害者なののでしょうか。例えば保護命令の禁止事項を破って刑事処罰を受けたというような人はいるのかどうか、あるいは保護命令が発令された6か月の間とか、再度の発令の間とかに、参加するというようなレベルの人がいるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○森田委員 収監された経験のある人は、本当にごくわずかしいませんでした。保護命令にかかっている人は、結構います。その辺のDVコート、いわゆる刑法犯としてチャージされた人がどちらを選ぶかということではなくて、日本ではDVという罪名はないわけですがけれども、向こうのDVコートの場合は、もうちょっとDVということについて特化した裁判として開かれている感じからすると、日本でもそうしたDVということ、例えば運転免許違反みたいなところで何らかのプログラムを受けなければいけないみたいな、もう少しいわゆる刑法犯にならないレベルのものも取り上げられたらいいと思います。その意味では、保護命令なんかは1つの使えるチャンス、こういうものとの組み合わせせるところになればいいとは思っているのですが、現時的には、そういう方も来ているけれども、まだそこまで完全に掘り起こせているわけではないと思います。

○辻村会長 よろしいですか。

○平川委員 それであればですね。森田委員の先ほどのお話のなかで、プログラムを公的に実施をした方がいいとおっしゃっているように聞いたのですが、もし公的プログラムが実施されるとすれば、参加対象を保護命令が申し立てられた人に限定をするというような意味も含まれているのでしょうか。

○森田委員 それは本当に悩ましいところだと思います。でも、完全な強制治療命令というのは日本の法律体系では難しいと言われたこともありますけれども、できれば、そこは幾つかのランクがあって、実際に調停中でもそういうプログラムを進めてもらうとか、実際に警察が何回か来た時点でそういうプログラムをするということも、強制ではないかもしれませんが、そういうある種モニター付きの形でそういうことをやるとかいうことはできないのかなと思います。ですが、そういう法的なことについて非常に日本では難しいということはずっと今までも司法の方に言われてきました。ドラッグコートなんかもそうですけれども、事実上の形で何かのそういう枠組みは組めないのかとは思うのですか、何かアイデアがあれば、余り保護命令だけに狭くしてしまうと非常に限定的な扱い方しかないと思います。むしろ保護命令をかけることにそうした義務がつくと、違う副作用というか、そういうことに関する余りよくない影響といいますか、何か非常に悪者にされたという形、被害的な形になるかもしれませんし、その辺のところの枠組みは本当に工夫が必要かと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○阿部委員 神奈川県内で、DVに悩む男性のための電話相談という形を3年ほど前から実施している団体の相談内容の分析を見ますと、かなりのケースで、1つは、被害者ですというこ

とから始まって、お話をよく聞くと加害者だったのだなと。僕は被害を受けたんですけど、よくよく聞いてみると妻や子に逃げられたということから、そうかということがわかるのですけれども、それはやはりかなりよく聞かなければいけないのですが、大体ここは電話相談ですから非常に限界がある中で、電話をかけてきた方は話を聞いてもらいたい、話したいという特徴があるということ。

もう一つは、多少分類してみますと、恋人同士の間のDVとか、同居継続中で妻から、あなたはDVだから直さないと別れたい、離婚するというふうにつきつけられて更生プログラムはどこかないですかという問い合わせがあるとか。それからDVでも、妻と子の実家に戻って、直さないと戻ってきてくれないということで更生プログラムを受けたいというような、この辺のところはお聞きしていると、もしかしたら更生プログラムの可能性が非常に高いのではないかというのが1点。

それから、先ほどから保護命令の話があったのですが、保護命令違反をするような方というのは、今の自主的なとか任意の更生プログラムでは、ほとんど可能性は低いのではないかなと思えるような。例えば、妻は非常に大げさなんです。僕が冗談で妻の首に包丁を突きつけたら殺されると言って逃げたという、実際私なら当たり前だと思うのですが、でも、それを冗談、冗談でという形でごまかしていくようなギャップとか意識の差から考えると、やはり非常に加害者がどの程度の意識なのかということを見極めるのは大変難しいかなという感じはしました。

ですから、そういう意味では、もし取り組むのだったらかなり幅広く取り組みながら、少しずつ分析をしていくなどの取組が一定期間必要なのではないかと思います。

○辻村会長　ありがとうございました。

原委員から手が挙がっていましたね。

どうぞ。

○原委員　反復参加の方がまあまあおられますけれども、例えば5回も参加を繰り返される方、しかも参加費が結構高いというところで、そういうふうに参加が続くという人の動機が、本当に自分のためにやっているのか、もしくは何らかの形で、妻とのやりとりの中で続けないといけない状況に置かれているのかということです。やはりなかなか続かない人が多いなと思っているので、そこをちょっとお聞きしたい。

あと、日常生活ですね。例えば今まで家事をさせていたという夫が、自分が家事をやらなければいけない人というのが結構出てくるのですけれども、福岡でやっているときは、ほかの回復した加害者が料理の仕方、御飯の作り方を教えたりとかするのです。これが結構よかったりして、日常生活が安定すると割と続く人が多いのです。そういうところまでされておられるのかということ。

それと最後に、これは例えば高校、大学生のデートDVの加害者の子たちに対する、学校で実施できるようなプログラムに、それは個別ということになるとは思いますけれども、その可能性があるのかということについてお聞きしたいと思います。

○森田委員　大変的確で難しい質問ですけれども、参加動機については、確かに面会交流をす

るためにというような条件がなかなか満たせないために続くというようなケースもありますが、余り表面的な動機だけではなかなか何クールも続けられないのですね。ホームワークは結構きついですし、ホームワークを書いてくるのにも「汗だくで書きました」、「本当に死にそうな思いで書いてきました」みたいな人も多いので、仕事が終わって7時からに間に合わせるためにもそれなりに苦労してくるので、続く人はやはりそれなりの手応えは感じている人は多いかなと思います。

やはり離れてしまうと戻ってしまうという感覚がある人は結構多くて、プログラムを続けているときには、いつも自分の行為が相手にどんな影響を与えるかと考えるようになっていたのに、プログラムから離れるといつの間に最近忘れるようになってしまったのもう一度来るようにしましたみたいな、1回離れてまた来るような人も結構多いので、先生のおっしゃるとおり微妙なケースもありますけれども、そういう感じもします。

それと、結局、強制的に来て、変わる人は変わる、変わらない人は変わらないという感じですね。任意だから変わるとは限らないというのは、海外の研究でも出ていますけれども、やはり機会が与えられるとすごく変わる人は、任意か強制かは余り関係がないという印象がすごくあります。

日常生活についてのお話は素晴らしいと思います。本当はそこまで行きたいですけれども、うちはそこまで行けていません。きっと私たちのはかなり入り口の部分をやっているのだと思います。

それから、デーティングバイオレンスについても可能性はあると思いますし、何人か実はデーティングバイオレンスの人は来ていますけれども、学校という枠組みは大学生ぐらいだったら可能性はありますけれども、高校生とかだともうちょっと、違う枠組みがちょっと必要かもしれません。

○辻村会長 ありがとうございます。

では私の方から。委員からの御質問を補うことになるかもしれませんが、まず第1点は、先ほどのビデオが典型的に示していますように、これまでDVというのは、権力支配といえますか、性支配とか家父長支配と性別役割分業あるいは性別役割分担意識が根底にあると理解されてきたわけです。そういたしますと、ビデオは専業主婦の例ですけれども、労働力率が変化し専業主婦の比率が下がって共働きが増えている状況で、ビデオのモデルというのは今日的にもやはり支配的だと考えられるのでしょうか。更生プログラムに参加されている方は、やはりパートナーが専業主婦の人が圧倒的に多いのですか。

○森田委員 そうとは限らないです。結構共働きの人も多いですね。

○辻村会長 そうすると論理が違ってくるわけですね。要するに、経済的に独立していないということが先ほどのビデオのパターンでは根底にありますけれども、経済的に独立されている場合もやはり同じような論理なのでしょうか。

○森田委員 幾つかの場面をやっていますから、必ずしもああいう料理だけではないのですけれども、例えば子育てなんかは完全にフェアではありますけれどもね。

○辻村会長 そういう場合でもほかの理由で。

○森田委員 結局あれでもし分担していたとしても、それについてどういうふうに言うのかというところが中心になるので、先生のおっしゃるような視点というのは私たちももっと気をつけなければいけないかもしれませんが、そういうところよりは、むしろああいう言い方、傷つける言い方ということですね。だから、分業してそれをやって当然だということもあの中には入っていますけれども、もし分担をしていたりしても違う言い方ができるだろうということです。

○辻村会長 ありがとうございます。

第2点は、それにもかかわるのですけれども、先生の場合には精神科という立場からですが、例えば男女共同参画論、平等の視点とかジェンダー教育だとか、そういったことがやはり有効だとお考えになりますでしょうか。

私などは、いじめだとか暴力、全てにかかわって子供のときからやはり人権教育、ジェンダー教育をやらないからこうなってしまうのだと思ってしまうのですけれども、今のような場合にはもう手後れかもしれませんが、一般論としてやはり男女共同参画教育はどこまで有効だとお考えでしょうか。

○森田委員 もちろん有効だと思っています。特に相手に対する期待感みたいなことが非常にゆがんでいるようなことが起きづらくなると思いますし。ただ、やはり虐待受けてDV家庭で育っているようなお子さんなんかの場合、感情的な側面が強い面があって、そこら辺は、あえて自分がどんどん悪い方向に行くのをわかっていて自分をあおるというような人もいます。ですから、その辺ぐらいからちょっと混乱している場合には、そういう価値観プラスそうしたことについて全体的に整理していくということがないと、こだわってしまっていて手が離せないという感じがします。

○辻村会長 ありがとうございます。

もう1点だけ、すみません。これまでのDV加害者対策のプロセスというところで、2003年とか2004年は政府が中心になって調査をしていたが、その後は動きがなくなるということですね。そうしますと、公的な加害者プログラムの開発が10年間ぐらい滞ったというか、10年間のロスやブランクがあったという認識を示してくださったのだらうと思うのですが、欧米の法制度と比較しましたときに、もちろんスウェーデンなども2004年よりも前からいろいろなことをやっていますから、そんなに後れていないかも、今からでも取り返しがつくかもしれないと思うのですけれども、日本がロスになってしまったこの10年間に、欧米ではやはり相当の進歩があった、だから、その10年間のロスは非常に大きな損失だとお考えでしょうか。それとも、これは事実の積み重ねだから、これからこつこつ積み重ねていけば取り返せるというぐらいのレベルのものでしょうか。ちょっと答えにくいかもしれませんが、そこはいかがですか。

○森田委員 取り返してほしいという思いもあって委員になったということが正直1つあります。それだけではないのですけれどもね。

加害者に実際にプログラムをすることは、効果がすぐ出るか出ないかということも1つありますけれども、やはり加害者の心理とかをちゃんと知ることになると思うのです。それを今のところ誰も触らないので、結局知見は増えていないと思うのです。だから、単純に切り

離しているだけでは、どういう人なのか、どういう行動をとって、例えばストーカーなんかもどんなふうに捜査のときにするのかもわからないということについては、やはりそういうことについてまず取り組んでみてこそ進歩があるので、やったら完全に撲滅できるとかできないという話になると、撲滅できないならやらないという話になりがちなのですが、それはちょっと進歩しないので、ぜひ取り組んでほしいし、それに私たちもかかわりたいと思っております。

○辻村会長　ありがとうございました。

先ほど平川委員からも出ておりましたが、外国などは公的プログラムといった場合に、保護観察制度の段階や司法プロセスの場合が多いですし、刑務所の中での教育ということが多いのですね。日本では、NGO、NPOでなさっているというのはその前の段階のものが非常に多いのですが、やはり両方ないとだめかなと考えます。

○森田委員　保護観察中のプログラム自体も、NPOとかに投げている場合も結構あるのです、競わせたりして。ですから、その辺はいろいろなバージョンがあると思いますけれども、確かに、先生のおっしゃるとおり保護観察中のものなんかがメインです。

○辻村会長　そうすると、法制化もやはり必要というか、ある程度制度的なものがあってなおかつ、というお考えと理解してよろしいですか。

○森田委員　それはきっと余計道のりが遠いと思いますが、最終的にはそういうことが必要なのではないかとは思っています。

○辻村会長　ありがとうございました。

いかがですか。ほかに。

小木曾委員、どうぞ。

○小木曾委員　これは質問というわけではありません。今の最後の議論です。御報告の意見のところの最後の文章に「プログラム受講を義務づけることが有効であると思われる」という一文がございますけれども、これを法制化するというのはいろいろ難しい問題はあるはあるのですけれども、しかし工夫のしようはあるのだらうと思ひまして、ぜひそういう方向で話が進むべきことではないかという感想を持ちました。

○辻村会長　ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがですか。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員　私、自分が公務員だったときに、すごく優秀な無口な仕事のできる部下がDV加害者で、本人が悩んでおりまして、奥さんの方が猜疑心の強い方で、今日うちの主人は出勤していますかと職場に毎日のように電話をしたりしておりまして、そのことに対して暴力を振るってしまうということで、暴力を振るいたくないのだけれども、100万回言っている間に1回ぐらい手が出るということで悩んでいて、家を出て帰らないように、ちょっと自分が離れてみようととして離れたのですが、今度はどこか女性ができて外泊しているのではないかとということで、私のところにも問い合わせがきたぐらいなのです。

そういったようなことで、言葉の暴力と身体暴力というのがあって、どちらがどちらというのありませんが、こういうプログラムの中に、加害者対策のプロセスの中に、配偶者によ

って余り変わることがないという先生のお話もありましたけれども、女性側の治療というか、治療とは言えないでしょうけれども、視野の拡大とか、パートナーがそんな疑いを持つような人格ではないとかそういったような、このプロセスの中に、女性の患者とは言えないでしょうけれども、そういうことを組み込むというのはどうなのでしょう。

実は、ドイツのこういうところの保護施設に行きましたときに、やはり女性自身のかなり心というのでしょうか、そういうのもDVには非常に大きなウエートが占められているという実態を見てまいりましたので、ちょっと思うところです。

○辻村会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○森田委員 先生がおっしゃるとおりのところ、ケースとしてはそういうことが。先生のさっきの御質問は改めてそういう意味なのだと思いますけれども、実際上は女性の方が、それはいろいろな成り行きの中で起きているかもしれませんが、かなり難しい反応を示していたり、例えば男性プログラムにかかることに対しても、私たちの言いたいことを代弁してあいつをやっつけてくださいというような、私どもとしてはそういう意味ではないのですけれども、そういうようなことを期待しているというようなことを言われる場合もあって、やはりそういうことについて女性の側の認識が必ずしも適切と思えない場合もあります。

ただ、やはりその複雑なやりとりの中で、加害責任ということを、場合によっては女性の側の加害責任ということも含めてになると思いますが、ほどいていくということが必要だと思うのです。そのときに被害者支援と加害者対応ということをセットにしていく中で、もし加害的な側面が女性の側にあるのであれば、女性の側の援助者の方からそういうことについてサポートしていったり、考え方を少し変えていくこと、ないし、場合によってはちょっと間を置くみたいなことも含めて出てくると思うのですが、短所としては、いつも私が医学会とかでしゃべると必ず女性の方が加害をしている人の話がどうですかと質問がフロアから必ず出ますけれども、そこはもちろんあるのですが、やはりまず全体からいうと男性の加害についてきっちり責任がとれるように変えるという枠組みを作る中で、女性の側の問題なんかも場合によってはサポートしていくという必要があると考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。

何か局長の方でございますか。

どうぞ。

○佐村局長 ありがとうございます。

さっきの阿部委員の御質問にもかかわるのですが、いろいろな御指導をいただいた男性相談に関して、例えば加害者になる人が悩んでいる場合とか、あるいはこのような加害者支援の対象になるような人を発見するという意味で、有用な1つのチャンネルになり得ると考えたらいいのでしょうか。

○森田委員 ありがとうございます。本当にそのとおりだと思います。

加害がはっきりしている場合のプログラムが一つ必要だとは思いますが、実際上そういうことが混ざったようなケース、ないしそういうことがすぐには評価ができないようなケー

スというものはあり得ると思いますし、やはり何回か、必ずしも何回か電話してくれるかわかりませんが、そういう情報をまずお聞きする中である程度仕分けしていくとか、評価をしていくということについてある程度やっていく必要があるかなと思いますし、とりあえず話を聞いてほしい、自分のことをちゃんとわかってほしいという思いは加害者もすごく強いですし、加害者ではない人ももちろん強いと思いますので、そこを聞いてあげながら実際のところを分けていくとか、きっとある種の基準を決めて、こういう相談がかえって危ないことにつながるかということを見ていくということをしながらか、でも、とりあえずつないでいくということはやはり大事だとは思いますが、受けながらそういうことをあわせてやっていくというような、複雑ですけどもそういうプロセスを念頭に置いてやると効果が上がりやすいと思いますし、こういうことを言っている場合には危ないのではないかとか、その辺のところをやはり少し知見を重ねていって、どういう展開を目指していくのかと幾つか枝分かれすると思いますけれども、そういうものを考えていくのが現実的かと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

これからまたこれに関する調査研究が進んでいくと思いますけれども、やはり日本の特徴として、圧倒的な長時間労働、ストレス、過労死というようなものがありますから、これは男女ともにですけども、そういったことも踏まえた研究、検討が必要になるかと思っています。

それでは、大変貴重な御説明をいただきましてありがとうございます。このテーマはこのあたりにいたしまして、次に進ませていただきます。

本日の議題の2でございますけれども、今後の実施状況のフォローアップの取りまとめについて、事務局から説明をお願いいたします。

○水本暴力対策推進室長 それでは、簡潔に説明をさせていただきます。

資料の2を御覧ください。

本日お配りしておりますのは、報告の骨子案でございます。本日は、こちらに基づきまして説明及び御議論をいただくこととしております。

なお、委員限りで配布させていただいておりますその本文につきましては、本日の御議論も踏まえまして御意見等がございます場合は、後ほど事務局の方に御意見を出していただければと思っています。

それでは、御説明に入らせていただきます。

最初に前文でございますけれども、1つ目の○は男女共同参画会議で調査方針が決まった、いわば今回フォローアップをするに至った経緯でございます。

2つ目の○として、御存じのとおり検討いただいている最中に配偶者防止法とストーカー規制法の改正があったこと。そして専門調査会におきまして、その法改正を踏まえた基本方針の見直しについて御議論いただいたことを書いております。

3つ目が、今回のフォローアップのいわば基本的な方針でございます。重点的に見る分野として保護命令制度、交際相手からの暴力の対応など、被害者の安全の確保に関する事項について取り上げているということを書いております。

続きまして、本編に入らせていただきます。

大きい1つ目が「保護命令制度の適切な運用の実現」ということでございます。

(1) が保護命令制度の在り方そのものに関する御議論でございます。こちらについては途中で法改正がございましたので、法改正がある前の御議論もまとめて書かせていただいておりますけれども、交際相手の対象拡充につきまして、何らかの要件の上乗せを検討すべきではないかというような御議論。あるいは、保護命令が被害者の申し立て、中立の機関が判断するものであることから、交際相手の暴力についても保護命令の対象拡大する方向が考えられるといったこと。あるいは保護命令の法的性格、家庭生活や生活圏にあることを前提として被害者の保護を図ると考えられているといったような御議論があったところでございます。

続きまして「(2) 保護命令制度の適切な運用の実現」でございます。

このところから一番上のところに角囲みのところがございますけれども、御承知のとおり御議論いただいたことうちの幾つかにつきましては基本方針に盛り込ませていただいておりますので、盛り込んだ事項につきましては御参考までに一番上に書かせていただいております。

まず最初に、アといたしまして、法が改正されたことに伴う措置でございます。御承知のとおり基本方針の改正、それから、ホームページ等での周知を行っておるところでございますけれども、いただいた御意見「②方向性」といたしまして、法改正で広がった「生活の本拠を共にする交際をする関係」の解釈運用、判例等が積み重なっていくことになろうかと思っておりますけれども、こちらについての啓発、広報が重要であるといった御意見。具体的には、関係機関の定期的な情報交換や、職務関係者への研修等をいただいたところでございます。

続いてイといたしまして「保護命令の発令の適正・迅速な運用」でございます。

現状といたしましては研究会、協議会などが実施されておるところでございますが、いただいた御意見といたしまして、いわゆる無審尋の発令の仕組みについて被害者への周知をすべきではないかといったこと。それから、手続における関係機関の協議会等での取組促進、連携などについて進めるべきという御意見をいただいております。

続いて、大きい2番「交際相手からの暴力への対応」でございます。現状といたしましては、若年層等への啓発であるとか研修。配偶者暴力相談支援センター等相談窓口における対応。それから、住民基本台帳の閲覧制限等についても対象が広がったということでございます。

いただいた御意見といたしまして、相談窓口あるいは支援措置についての周知、相談対応の情報提供などが必要である。特に教育関係者や若年層への積極的な働きかけが必要であるといった御意見をいただいております。

続いて、大きい3番「被害者の安全の確保」でございます。

現状といたしましては、警察での対応として、被害者の方が相談に訪れられたときにわかりやすく受理して、とり得る措置を御説明するであるとか、あるいは危険性判断のチェックリストを作るといったような対応がとられておるところでございます。

いただいた御意見でございますけれども、保護命令が発令された場合の関係機関の情報共有。とりわけ被害者の方が地方自治体の枠を越えて避難などをされたときに、警察、地方公共団体等の広域の連携が非常に重要であるといった御意見をいただいております。

それから、住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっている被害者の情報につきまして、万が一にも加害者に漏れないようにすることが大事ですので、その周知徹底が必要であるといったような御意見。それから、相談員等に対する研修の充実。被害者に対する説明をわかりやすくするといった御意見をいただいております。

続いて、大きい4番「ストーカー行為等への厳正な対処等」でございます。

こちらにつきましては法律改正もありまして、また、警察庁では、ストーカー行為等への規制等の在り方に関する有識者検討会が現在開催されておるところでございます。

また、先ほど阿部委員からもお話がありましたけれども、警察におきまして、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究を行うことが検討されております。その他、ワークショップ、調査研究などが行われています。

いただいた御意見でございますが、職務関係者への周知、研修の充実が大事であるといったこと。それから、やはり警察官、特に自治体の枠をまたぐような場合の都道府県警察署間の連携、地方公共団体の協力が非常に大事だということ。それから、加害者心理も理解した上で取組を行うことが重要であるといった御意見をいただいております。

続いて、大きい5番「被害者の保護・自立支援に関連する制度・施策の充実」でございます。

こちらは基本方針のときにも御説明させていただきましたけれども、住民基本台帳の閲覧制限等、各種新しい支援措置が講じられておるところでございます。

いただいた御意見として、引き続き制度・施策の周知が重要であるということ。それから、生活困窮者自立支援法が成立したということもございましたので、こういった新たな支援制度を初めとする関連した取組と連携して、DV単体ではなくて、連携した支援の充実が重要であるといった御意見をいただいております。

続いて6番「配偶者暴力相談支援センター、関係機関等との連携協力」でございます。

最初に配偶者暴力相談支援センターでございますけれども、数等が増えてきておるところなのでございますが、いただいた御意見として、婦人相談員についての専門性の確保と処遇が課題であるといったこと。それから、一時保護所に対して地域間格差などの課題があるので、支援の基準を示す必要があるのではないかとといった御意見。また、これは基本方針に既に盛り込んでおりますけれども、一時保護期間についての柔軟な設定をすることが必要ではないか。そういう取組が必要であるといった御意見をいただいております。

それから「(2) 関係機関・民間団体等との連携協力」でございます。

もちろん自治体において基本計画にのっとった取組がなされておるところでございますけれども、地域間格差があるのが課題ではないか。それから、各関係機関の連携によるワンストップ・サービスの推進が必要ではないかといったこと。それから、当然地域の民間団体の協力を得て連携を推進していくことが大事ではないかといった御意見をいただいております。

続いて、7番でございます。児童、高齢者、障害者虐待といういわゆる複合事案についての対応でございます。

既に現在各種虐待防止法はあるところでございますけれども、それぞれがばらばらに対応するのではなくて、関係機関の連携協力が重要である。特に、それぞれの窓口となっている市町

村との十分な連携が必要であるといった御意見。それから、子どもですね。婦人相談所に、通常お母さんかと思いますが、お母さんと一緒に保護されている子どもについての適切な対応が必要であるといった御意見。それから、児童相談所だけではなくて、市町村とも連携をして進めるべきだという御意見をいただいております。

8番目に「加害者への対応」でございます。こちらは対応ということで、警察では既に捜査とか警告措置を講じることは当然でございますが、先ほどもお話がありました受刑者や保護観察に付された者に対する暴力事犯者に対するプログラムというのが検討、あるいは実施されているといったこと。それから、警察と保護観察所における情報共有の仕組みなどもでき上がっておるということがございます。

いただいた方向性としたしましては、加害者に対して指導警告などを行う際に、単純に警告というだけではなくて、加害行為をしたという自覚を促すといった沈静化を図る観点からの対応にも配慮する必要があるのではないかとといったこと。あるいは人権擁護委員を初めとする相談対応者についての研修充実が必要ではないかとといった御意見をいただいております。

雑駁で恐縮ですが、説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。引き続きフォローアップの詳しい資料の方にも進みますか。

○水本暴力対策推進室長 こちらは本日委員限りでございますので、とりあえず今日はこちらで御議論いただいた上だと思っております。

○辻村会長 委員限りで配布されておりますものは、フォローアップということで文章化されているもので、これが我々の専門調査会のいわば報告書になります。これから何度か御議論いただく機会があると思いますけれども、次回開かれる参画会議にこのフォローアップを報告書として提出するという段取りになるのだと思います。

ですから、今、素案のところ、箇条書きのところを御報告いただいたのですが、これを文章化したものがその次についているものになります。記号とか並び順とか内容はこれを詳しくしたものということでございます。両方を御覧いただきまして、それで御質問、御意見を今日いただいております。

では、何かございますでしょうか。御意見や御質問のある方は挙手をお願いいたします。

これまでこの調査会でいただきました御意見などを反映して作成したものでありますけれども、時期的には昨年秋ぐらいに作成が始まっていますので、それについて1月3日に法施行されましたようなことが書き加えられていると理解しております。よろしく願いいたします。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 一応読まなければいけないですけども、やはり「加害者更生プログラムについて」という単語をできれば使ってもらえないかという、そういうものについて今後検討することについて。実際、今、とにかく結構民間で幾つかやっているのですね。それで、非常にばらばらです。昔やらないことに決まった時期と大分様相が変わっていて、各地域で各団体がいろいろやっていますので、やはりそういうことについて、実際どんなことが行われているのかや、あるべき基準という報告書を出したわけですから、そういうものに照らしてどうなの

かとか、そういうようなことについてより具体的に書き込んでいただいたほうが、内閣府としてもきっと昔からやっている内容が一貫した内容となると思いますのでぜひお願いします。

○辻村会長　ありがとうございました。

今後報告書にいろいろな資料をつけることになると思いますので、今日の御報告をそちらにも反映させていただきたいと思いますし、また、言葉につきましても、骨子の方ですと6ページの8番の「加害者への対応」の中に、「今後の対策や課題を盛り込む必要がある」ということです。それで、今日御報告いただきました内容で、更生プログラムについてその言葉を使って書き込むということ。それから、先ほどから阿部委員の方からも出ておりますし、局長からも言及ございました男性相談というのでしょうか。そういったものの有効性についても、断定的な書き方ができないにしても、有効性を含めその検討が必要であるというような形で、やはり加えていった方がよろしいかと思しますので、御検討いただければ幸いです。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

原委員、どうぞ。

○原委員　すみません、意見でよろしいですか。

交際相手からの暴力に関して、法律改正施行後と改正してからのうちのセンターでの取組について、ちょっと調べてみました。それを少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、1月の改正法施行から今日まで、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者の保護命令の発令の申立てのお手伝いは、当センターでは実績はないのです。そこまでの相談には至っていません。また、法律改正が、配偶者以外のデートDVなどの事例で、相談が促されたとわかるものもなかったのです。

ただ、相談記録を調べたところ、昨年法律改正後、デートDVの事例が8例ありました。そのうち1例が生活の本拠をともにする交際相手からの暴力事例だったのです。8例とも別れ話のもつれからストーカー化をしているということになっていました。ですので、警察の相談、弁護士相談ですね。特に警察の相談に同行したり、相談をお勧めするということが多く、また関係機関につながることがありました。それで、8例中1例が加害者が逮捕になっています。

さらに記録を見ていると、相談主訴の分類で、本来はデートDVで挙がるはずだったのですが、これまではあまり意識をしていなかったこともあって、ストーカーとして相談分類が挙がっていたのです。要は、それだけ被害者が重篤化してから相談をしている。デートDVの事例がストーカー化して、やっと私たちがキャッチしているという事例が非常に多いなということですね。それを感じています。

また、具体的な中身なのですけれども、相談者の話から、いかに言葉巧みに恋愛感情を利用して被害者をコントロールしたり、周囲に相談させないようにしたり、かなりひどい束縛をしているという特徴があります。金銭の搾取も多いです。あと、加害者の自傷行為ですね。つまり自殺未遂が比較的多いことも特徴として出てきています。結果、被害者は別れられない状態を維持させられているということなのです。

また、あるケースでは、社会人の加害者が、大学生女子の被害者に対して結婚の約束をした

はずだと言いつけて、婚約不履行を理由に内容証明を送りつけ、結果復縁に成功するなど、被害者の社会的無知につけ込んだ悪質なケースもあがっています。

重篤化したデートDVの事例では、警察の対応が被害者の命を守ることにつながっているのは間違いのないのですが、地元の佐賀県警もしっかり動いてくれて入るのですが、ただ、事件化や立件化することに警察の方が重きを置いてしまうと、例えば安心して安全に別れたいとか、相手を刺激せずに別れたいと願う被害者のニーズに応えられなくなるということもありますので、いわゆる犯罪被害者支援の精神で、やはり警察には丁寧に対応していただきたいなと思っていますところ。

先ほどの自傷行為なのですが、心中しようとする加害者を止めることはやはり難しいと思っていますので、その場合保護命令の発令がどれほど効果があるのかというのを、事例を見れば見るほど疑問に感じるところもあります。

生活の本拠を共にする交際そのものが、例えばDV家庭とか虐待家庭で育った女の子が、家に居場所がない女子が居場所になる男と家を求めれば、当然同棲するケースが多くなると思います。これは必然的にデートDVの事例になることは多くなると考えられます。事例の多くで、被害者が自分自身の親との関係が余りよくないということ、つまり孤立していることがうかがえますので、親との調整能力もやはりセンターに求められることになるのかなと思います。

それとやはりデートDV事例で、相談が継続しにくいとか、何か相談が続かないのですね。これにはやはり学校現場の予防教育啓発が必要で、特に啓発の中で、重篤化する前に、ストーリー事案になる前の束縛が激しいレベルですね、そういうレベルでも相談してくれたらもっと手は打てるのかなということで、事例を見ながら思ったところ。

○辻村会長 ありがとうございます。

この法改正につきましては、昨年の6月には多少新聞などで報道されましたけれども、その後一般にどこまで啓発がされているのか、一般にどこまで浸透しているのかというところが非常に心配なところ。この啓発は十分になされていると考えてよろしいですか。

法改正についてはもちろん内閣府のホームページにも出ていますが、ほかにはどうでしょうか。

○水本暴力対策推進室長 もちろんホームページでの紹介のほかに、例えば内閣府の取組ということで申し上げますと、地方自治体の職員向けのワークショップなどでそういったプログラムについても学んでいただくであるとか、もちろん昨年行われました女性に対する暴力をなくす運動などの中でもいろいろな広報、啓発に取組んでいたりするといったような取組みは行っておるところでございますが、もちろん今後とももっと知っていただくための努力は必要だろうと思っております。

○辻村会長 これについては皆様の方でいかがでしょうか。啓発活動が十分か、十分に浸透しているかというふうなところも含めまして、何か御意見ございましたら。

どうぞ。

○阿部委員 簡単に報告なのですが、神奈川の中では従来から公設民営の一時保護施設では、DV防止法に限らず同棲であっても、あるいは父親や母親、あるいは息子や娘からファ

ミリーバイオレンスということで暴力を受けた場合には、一時保護が必要な暴力被害という枠組みの中で対応してきたわけですが、平成25年度の交際相手からの暴力被害で一時保護されたケースが、法改正後ではなく、平成25年度でいうと何件が実はありました。

特に、若年層のケースで防止に向けてどう対応したらいいのかというのがちょっと考えさせられることは、一昔前だったら、出会い系ですぐ若いカップルが付き合っただけで暴力を受けたりするのですが、実はゲームサイトで知り合って、すぐにつき合っただけで同居して被害に遭う。このゲームサイトで知り合うというのは、ゲームに i P h o n e とかスマホでゲームに熱中して、そこに何時間も時間を費やしてやっていると、私たちも現場レベルではゲームに熱中することがないので、ちょっとどういう仕組みがわからないのですが、お互いにメールアドレスや i P h o n e の番号が、教えなくてもお互いにわかるようになってくるというのです。そうすると、わかるようになってきて非常に緊密化していくのですね。ゲームを通じた形で緊密化していったら、会えばもうすぐにつき合う。恋愛感情にほぼなって、付き合っただけで同居する。同居すると暴力を受けるという、こういうケースがちょっと続きまして、私たちも現場レベルでは一体どういうことなのかわからないということで、非常に悩んで困っているというような状況でした。でも、被害に遭ったという事実からいうとこれは一時保護につながったというようなケースです。

それから、相談ではやはり、先ほど原さんもおっしゃったのですが、特に事件が続いたので、家族、親から、娘が交際相手から逃げてきてどうしたらいいのだとか、恋人と関西で同居していたけれどもひどい暴力で、それぞれの警察の力を得て実家に戻ってきた。しかし、娘は彼から連絡があると、マインドコントロールされたようにふらふらと会いに行こうとするがどうしたらいいのかというようなこととか、つけ回されているとか。こういうふうに、DV被害とストーカー被害を分けることが非常に難しいような、混在しているような相談が端的にふえているというか出てきているという印象を持っています。

ですから、枠組みをつけるとかそういうことよりも、事案に対して被害者を守る方向で今回の改正は非常に評価できているのですが、全国の温度差というようなものがあれば、ぜひ周知していただいて、被害者の命や安全が守れる方向でお願いしたいなとは思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

基本方針が自治体に送られておりますから、自治体の方でそれぞれ具体的な対応をこれから考えられるということで理解としてよろしいでしょうか。

その取組のようなものは、内閣府あるいはこちらの専門調査会で取りまとめをしたり、回答を得てまとめるようなことはするのでしょうか。そういう予定はないですか。

○水本暴力対策推進室長 今後の課題、ここでどう御検討いただくかの課題だと思います。ただ、例えば先進事例みたいなものがあれば我々も調べてみたいと思っておりますけれども、現時点で、新たなこのテーマとして何かというところが決まっておるわけではございません。

○辻村会長 我々の専門調査会の取りまとめ、フォローアップの報告書のようなものを出すまでにあと何か月か期間があるとすると、法施行して例えば現時点でしたらまだ1カ月ちょっとですからまとめるには早過ぎると思いますけれども、例えば3カ月ぐらいたてば、少し何らか

の特徴、あるいは具体例としていくつか出てきているかもしれませんね。たとえ1、2行でも何カ月かを経過してこういう傾向が推測されるというようなことが書き込めるかどうかですね。このあたりは少し様子を見ながら進めなければならないということで、もし可能でしたらそういった情報をなるべく取りまとめてフォローアップの中に含まれるようなことがあれば好ましいかなと考えますけれども、この点については何か御意見ございますか。

平川委員、どうぞ。

○平川委員 今の御意見は、私たちの民間シェルターに本当にぴったりと当てはまるという感じなのです。

実は法改正がある以前から、今のような状態の被害女性が民間シェルターを利用してきたという現実があります。おそらく公的シェルターも同じ状況ではないかと思っております。私どもの民間シェルター利用者の中には、公的シェルターにおける2週間の保護期間では、その後の退所先が決まらないため、民間シェルターでの再保護をせざるを得ない事情の母子も多くいます。

原委員から、居場所のない女の子が男の子の家の中に入り込んでいくというかたちの女性たちも多いというのが現実です。それから、阿部委員がおっしゃったゲームに熱中していて、そこから同棲までいってしまうような形の例も多くて、その同棲相手の男性から暴力被害にあう方たちですが、この女性たちは、改正前の法律では保護命令の対象にならなかったもので、本当に危険な状況の女性たちが多く、支援者も怖いと思いながらも支援をしてきたという現状がありました。

こうした女性たち、それも10代の女性たちの場合が多いですが、居場所がないから男の子の家に入り込むとか、ゲーム感覚の続きでいとも簡単に一緒に暮らし始めたり、それも居場所を次々と変えて、転々と移動していくという女性たちです。実は妊娠も出産も早いケースが多いです。生まれた子供たちの乳幼児検診などもほとんど受けていないので、自治体がこの若い母親の暴力被害や女の子たちのその後の経済的困窮、加えて生まれた子供たちの安全とか生育環境とかがどうなっているのか、そういうことの把握が全くできないままに、虐待が起きてしまうとか死亡例がでてしまうみたいな形になっているケースも、事件化されてやっとわかってくるということになります。

実は民間のシェルターにはこういうケースがたくさん入ってきていたということなのです。こういうケースが増えているということを、自治体のDVや虐待の担当者に情報提供といえますか、こういうケースがあつてこれは本当に重大な問題を抱えているのだというようなことを伝えるような場が必要なのではないかと思います。フォローアップというのでしょうか、これを明らかにしていけないと、今後の対応がうまくできないのではないかという危惧があります。

交際相手というときの、その言葉の実態をわかりやすくするためには、交際相手ということのその裾野にこんなケースも、こんなケースも、こんなケースも入るのだというようなことをわかりやすく啓発するような必要があるのではないかと思います。そのことをぜひお願いしたいと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。私も全く同意見で、フォローアップで報告書のような

ものを出すとすれば、やはり施行後何か月、わずかではありますけれども、書いておきたいですね。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 平川委員に伺いたいのですけれども、その子どもたちの親はそういうときは何をしているのですか。

○平川委員 親というのは誰のことでしょうか。

○柿沼委員 その女の子。居場所のない子どもをつくり出す。

○平川委員 例えば17歳の女の子とかですか。

○柿沼委員 の親ですね。

○平川委員 例えば10代の、17歳ぐらいの女の子たちは、子どもはかわいいと言うのです。

○柿沼委員 17歳の親ではなくて、要するに親権者ですね。

○平川委員 17歳の女性の親ですか。

○柿沼委員 17歳の子が親になったのではなくて、その親。要するに社会とか世の中の責任にすることが非常に多いのですが、その両親、17歳の子の親たちは何をしているのでしょうか。

○平川委員 何をしているといって、その母親はDVの被害者であってその人も移動せざるを得なかったとか、早くに子供を生んでいます。負の連鎖ということもありますが、こうした親のもとで育つ子どもの中には、社会的養護で育つ子どもたちも多くいます。子どもを育てられない親が多いということですし、その親自身に力がないですし、柿沼委員の御質問にある「何をしているか」には、答えようがないほどに経済的にも社会的にも条件の悪い無力な母親です。

○柿沼委員 私が伺ったのは、要するに子どもが子どもを生んでいる状況が、暴力も含めてですけれども、はっきり言って負のらせん状態をつくっている現状が多いわけです。ですから、私はやはりこの予防という部分をもう少し強力にすることが必要だと思います。対処をいろいろなことをしてもこれはイタチごっこになってしまうので、やはり人間としての大人をつくり出す、そういう教育。あるいは、子どもを生んだら育てる責任があるのだということを教える。母子家庭であろうが何であろうが、そんなことを言い訳にはしないできちっと生きていく姿勢も大事だと思います。これは全部ではないですよ。ですけれども、そういう悲惨な状況がどこかで止まらなくてはいけないと思いますので、そこら辺のところをではどういうふうに、親御さんは自分がそんなつらい目でそういうふうにして、自分の娘がまた中学生か高校生で妊娠して子どもを生むような状況を生み出すことになってしまうかと。そこにまた何もわからない生物学的な夫が何の責任もとれずに出現するということについては、負の遺産が拡大していくだけではないかと思います。だからそこら辺を、どうやって教育という観点で家庭や地域や学校ということで断ち切って、いい方に向けていくか。これも必要なのではないかと私は思っているのです。

○辻村会長 ありがとうございます。

時間がなくなってきましたので、手短にお願いします。

○森田委員 すみません。今の話とも多少絡むのですが、本編のところの13ページの児童、高齢者のところなのですけれども、市町村について書き込んでいただいていたのですが、今

のようなお話とも絡むとも思っているのですけれども、児童相談所と市町村と、それから配偶者暴力相談支援センターが同時に会議に出て、そういう事案ですね。特に思春期の事例について直接そういうことを話し合うという場合は非常に少ないのです。それで、実際にそういうのを開こうとすると必ず言われるのは、要保護児童対策地域協議会には配偶者暴力支援センターは入ると書いてないと言われたりするのです。それで、連携という割にはまずその会議に出てこないのです。それはいろいろだと思いますけれども、13ページの書き方だと市町村とかが主語になってしまうのですけれども、児童相談所や市町村だけではなくて、配偶者暴力相談支援センターなどを含めた共同でそういう事例を扱う会議を開くということをやはり明言してほしいのです。

結局、児童相談所とかはよく起きるのは、社会的養護とかそういう年齢の高い子たちについては、子供たちに自分の決定権があるのだから余り介入しないということが非常に起きているのです。ただ、夫婦関係のことは児相は関係ないからと言われて、結局親子と夫婦の問題が絡み合っていて、思春期であちこち行っているケースについては誰も手を出さないということは事実上よく起きていまして、その書き方をもうちょっとそういうふうに。

○辻村会長 ありがとうございます。ここの諸機関の連携についても御検討いただければありがたいかと思います。

それでは、恐縮でございますが時間がなくなりましたので、これについてはまた次回議論する機会があると思いますし、また皆様の方から事務局まで御意見をメールでもお送りいただければ幸いですので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に予算のこと。非常に重要なのですけれども、最後の時間のなかで、総務課長からよろしくお願いいたします。

○東総務課長 恐れ入ります。時間もございませんのでごく簡単に。

一番最後のページに、資料として（参考）ということで「平成25年度補正予算案及び平成26年度予算案の概要」という紙がついているかと思います。それに基づきまして簡単に御説明させていただきますと思います。一番最後の2枚でございます。

総額でございますが、26年度予算案といたしまして3億9,000余りということでございまして、25年度に比べて約1.3倍になっております。

そのほか、上に書いてございますが、平成25年度補正予算案として1億2,500万ということでございます。

下に、枠囲いの外でございますが、まず「平成25年度補正予算案」でございますけれども、これは地方公共団体や地方の経済団体等が連携体をつくっていただきまして、女性登用促進のための様々な取組を支援するための補助制度でございます。

26年度予算案でございますが、1. が「女性の活躍推進～総理の経済界への要請～」で、具体的には下でございますような「女性役員登用促進事業」で、人材のデータベース化、それから「女性の活躍『見える化』表彰」ということで、企業を対象にした表彰制度。

それから「女性の活躍推進に関する『見える化』推進事業」として、コーポレート・ガバナンス報告書ですとかCSR報告書等における女性の活躍状況の開示状況を調査・公表するとい

う経費。

次のページをおめくりいただきまして「女性の活躍応援ポータルサイト整備事業」として、各種機関が行っております様々な支援策を1か所で見えるような、そういったポータルサイトを開設する経費。

2つ目に「男性にとっての男女共同参画促進のための人材育成事業」ということで、男性のモデルとなるような人材を育成するための経費でございます。

3つ目が、ワークライフバランス関係の経費でございます。特に経営者の意識改革を進めていこうというものでございます。

それから、地域レベルでは、先進的な取組を支援する「女性活躍推進モデル事業」。

それから、防災の関係で男女共同参画センターを中心とした防災・復興の取組。これを支援するモデル事業として3,000万円余り計上しております。

一番最後のページでございますが、2.といたしまして「女性に対する暴力の根絶」でございます。

まず、1つ目の「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究事業」とございます。3,800万余りでございますが、これは、被害直後から中長期にわたって支援するワンストップ支援センターのモデル的な取組を調査、モデル事業的に実施し支援しようというものでございます。

(2)でございますが、ストーカー規制法の改正を受けまして、民間団体等への支援の充実が求められておりますので、まずはどのような被害者支援が行われているか。その調査をして、今後の支援策を検討しようというものでございます。

それから【参考】にございますが「復興特別会計」で、これは継続でございますけれども、女性の悩み・暴力に関する相談事業を計上しております。

それから、これに書いてございませんが、3年に1度配偶者からの暴力に関する実態調査をやっております。それにつきまして、来年度予算1,700万余り計上いたしているところでございます。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

一点確認ですが、暴力の根絶のところの一番上の「性犯罪被害者等のための」というところの「等」には、DVは入らないのですか。

○水本暴力対策推進室長 そうですね。これは、基本的には性犯罪の被害者向けの、いわゆるワンストップ支援センターとかそういったものであります。

○辻村会長 先ほどからのお話ですと、ストーカー行為のところにもどちらかわからない例が非常に多くありますし、恐らくは、今日出てきましたような加害者の問題とかDV法改正後の問題というのはどこかに関連してくると思いますので、今後その研究調査についても御議論いただく機会があるかと思います。

それでは、恐縮でございますが、時間がなくなりましたので、あと室長の方から今後の予定など御確認をお願いいたします。

○水本暴力対策推進室長 本日は御熱心に御議論いただきましてありがとうございます。

先ほども御説明させていただきましたけれども、フォローアップにつきましては、本文も含めまして御意見等あります場合は、事務局まで御連絡をいただければと思っております。期限につきましては、後ほど事務局から連絡をさせていただきます。

また、議事要旨につきましては、会長に御確認いただいた後、速やかに公表させていただき、議事録につきましては、事務局作成案を委員の皆様にご覧いただいた後、会長に御確認いただき公表させていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

次回でございますけれども、3月24日の月曜日、午後1時半からを予定いたしております。場所は本日と同じこちらの3階特別会議室でございます。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、これで第74回の専門調査会を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。